# る川来公報

令和元年9月17日

第 13240 号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

# 告 示

- ○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称の変 更の届出 (厚生政策課) 1
- ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更の届出 ( 〃 )
- ○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の 変更の届出 ( 〃 )
- ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更

# 公 告

- ○鳥獣捕獲等事業の変更認定公告 (自然環境課) 2
- ○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課) 3
- ○入札公告 (警察本部) 3

告示

# 石川県告示第169号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

令和元年9月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者			居宅介護事業所				変更	
名	名 称 主たる事務所の所在地			名	称	代	表者	年月日
株式会社示野薬局			新	薬局マツ	モトキヨシ輪			令和元年
		金沢市高柳町一字48番地1			ラッグ輪島薬	関	久則	8月29日
			旧	局				

# 石川県告示第170号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

令和元年9月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者			居宅介護事業所				変更	
名	名 称 主たる事務所の所在地			名	称	代	表者	年月日
株式会社示野薬局		金沢市高柳町一字48番地1	新	薬局マツ	モトキヨシ輪			
				島店		   関	令和元年	
			旧	シメノド	ラッグ輪島薬	人	八只	8月29日
				局				

# 石川県告示第171号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護 機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和元年9月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者			居宅介護事業所				変更
名	名 称 主たる事務所の所在地		名	称		所 在 地	年月日
オークス株式会社		富山県富山市中島4-2-	オークス株式会社ラ		新	七尾市藤橋町テ17-1	令和元年
		14	イフケア	イフケア事業部 七 『		七尾市小丸山台1丁目19	9月1日

### 石川県告示第172号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第 54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変 更した旨の届出があった。

令和元年9月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

	居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更	
	名 称 主たる事務所の所		主たる事務所の所在地	名	称		所 在 地	年月日
	オークス株式会社		富山県富山市中島4-2-		オークス株式会社ラ		七尾市藤橋町テ17-1	令和元年 9月1日
			14	イフケア事業部 七尾		旧	七尾市小丸山台1丁目19	

# 石川県告示第173号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。 令和元年9月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 解除に係る保安林の所在場所 羽咋郡宝達志水町所司原テ1011の10
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため



鳥獣捕獲等事業の変更認定公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の規定により、次 の鳥獣捕獲等事業者について鳥獣捕獲等事業の変更の認定をした。

令和元年9月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者の名称	住 所	代表者の氏名	認定日
一般社団法人石川県猟友会	金沢市北安江3丁目1番38号	辻 森 金 市	平成29年9月25日

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

令和元年9月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社ながせ

長瀬 清隆

羽咋市千路町に2番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類 登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
長 瀬 明	羽咋市千路町中区57番地	玄米

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年9月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 契約件名及び数量 サーバラック機器賃貸借 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 借上期間

令和2年3月1日から令和8年2月28日まで

(4) 設置場所

石川県警察本部が別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力 団の維持運営に協力し、又は関与している者

第13240号

- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、仕様書に定めら れる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和元年9月25日(水)ま でに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和元年9月26日(木)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先 〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法
  - (1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限

令和元年9月27日(金)正午

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和元年9月27日(金)午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る賃貸借料総額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入 札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額 の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低 の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合 において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。
- 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事 項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

11 入札保証金及び契約保証金

免除